

令和2年度 連携型選抜募集要項

福島県立田島高等学校

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字田部原260番地

TEL 0241-62-0066 (代)

FAX 0241-62-2909

1 対象学科及び募集定員

課程	学科	募集定員	連携型選抜募集定員
全日制	普通科	80名	募集定員の40%程度

2 出願資格

出願資格については、令和2年3月に連携中学校（田島中学校、荒海中学校）を卒業する見込みの者とする。
ただし、特色選抜に出願する者は連携型選抜に出願することはできない。
また、一般選抜のみに出願する者は前期選抜の一般選抜として出願することとする。

3 出願方法

在学中学校長を通して、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

出願は、本校に限るものとし、併願は認めない。

5 出願期間

令和2年2月6日（木）から2月12日（水）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

6 出願に必要な書類

(1) 志願者ごとに必要な書類

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する者は前期選抜入学願書を用いることとする。
- ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）
なお、提出期間は令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 連携型選抜エントリーシート（本校ホームページよりダウンロードしたもの）
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

(2) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、連携型選抜志願者名簿（様式連携2号）を添付する。

(3) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。
郵送の場合には、2月19日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票（県教育委員会において作成したもの）及び入学検定料納付済証明書（県教育委員会において作成したもの）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日（木）から2月17日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学中学校長を通して本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学中学校長を通して本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び様式前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

志願者が連携型選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。その際、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

(1) 連携型選抜

本校校長は、中学校長から提出された連携型選抜エントリーシート、調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。

学力検査

5教科とする。
学力検査の満点は250点とする。

調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍して195点満点とする。

「特別活動等の記録」は55点満点とする。

「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」を合計して250点満点とする。

連携型面接

個人面接を実施する。
出願時に提出する連携型選抜エントリーシートを基に面接を実施する。
面接については、点数化し、100点満点とする。

選抜資料の満点

全体の満点は600点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料とするとともに、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合及び連携型選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が連携型選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学力検査

5教科とする。
学力検査の満点は250点とする。

調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍して195点満点とする。

「特別活動等の記録」は55点満点とする。

「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」を合計して250点満点とする。

一般面接

集団面接を実施する。
面接については、点数化し、100点満点とする。

選抜資料の満点

全体の満点は600点とする。

12 連携型選抜の日時・日程及び会場

(1) 日時・日程

学力検査・一般面接 令和2年3月4日(水) 午前8時30分まで集合

8:15～ 8:30～ 9:00～9:50 10:10～11:00 11:20～12:10 13:10～14:00 14:20～15:10 15:30～

受付・ 点呼	諸連絡	国語 50分	休	数学 50分	休	外国語 (英語) 50分	昼食	理科 50分	休	社会 50分	休	一般 面接
-----------	-----	-----------	---	-----------	---	--------------------	----	-----------	---	-----------	---	----------

連携型面接 令和2年3月5日(木) 午前8時30分まで集合

8:15～ 8:30～ 9:15～

受付・ 点呼	諸連絡	連携型 面接
-----------	-----	-----------

(2) 会場 本校

(3) 留意事項 志願者は、次の注意事項を厳守する。

- ① 受験票を必ず持参すること。
- ② 当日は受験票のほか下記のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、
定規(ただし、下敷、分度器機能があるものは使用できない)
- ③ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ④ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

13 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜又は連携型選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(1) 日時・日程

学力検査・一般面接・連携型面接 令和2年3月11日(水) 午前8時30分まで集合

8:15～ 8:30～ 9:00～9:50 10:05～10:55 11:10～12:00 12:50～13:40 13:55～14:45

受付・ 点呼	諸連絡	国語 50分	休	数学 50分	休	外国語 (英語) 50分	昼食	理科 50分	休	社会 50分	休	一般 面接	連携型 面接
-----------	-----	-----------	---	-----------	---	--------------------	----	-----------	---	-----------	---	----------	-----------

※ 一般面接・連携型面接の日程については、後日、中学校長を通して通知する。

(2) 会場 本校

(3) 追検査等の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜又は連携型選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願(様式共通14号)に医師の診断書を添付し、令和2年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

(4) 定員

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(5) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

また、3月4日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

14 合格者発表

- (1) 本校校長は、令和2年3月16日（月）正午以降に本校で合格者を発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（様式共通5号）を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

15 その他

(1) 連携型選抜で不合格になった者についての取扱い

連携型選抜と一般選抜の両方に出願した者は、連携型選抜で不合格となっても、一般選抜で出願した選抜の対象とする。

連携型選抜のみに出願した者が不合格となった場合、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学中学校長を通して本校校長に提出する。